	令和4年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録
日 時	令和4年11月10日(木)10時00分~12時00分
開催場所	横浜市役所 18階会議室(みなと1・2・3)
出席者	門谷委員、藤井委員、梅原委員、熊坂委員、白石委員、服部委員、西尾委員、 水野委員、鈴本委員、籾山委員、内田委員、髙野委員(リモート)、井汲委員、 山野上委員、日下様(三橋委員代理)
欠 席 者	無
開催形態	公開 (傍聴者 1名)
議題	1 開会 2 協議事項 (1) 道路運送法第79条新規登録申請に係る協議(3団体) (2) 道路運送法第79条登録団体の変更登録申請に係る協議(2団体) (3) 道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議(2団体) (4) 道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議(6団体) 6 報告事項 (1) 道路運送法第79条登録団体の変更報告について (2) 福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について (3) 事故報告について(1団体) (4) 横浜市福祉有償移動サービス輸送実績について (5) 令和4年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事概要 (6) その他 ・道路運送法施行規則改正(令和4年10月1日施行)概要
	・自家用有償旅客運送における旅客から収受する対価の取り扱いについて ・横浜市福祉有償移動サービスガイドブックの改訂
決定事項	・ 横浜川福祉有債移動り一に入力イトフックの政制 決定事項
人化学员	^^
議事	1 開会
	2 協議事項 (1) 道路運送法第79条新規登録申請に係る協議(3団体)
	(1) 追聞建選者が未ずが、 (白石委員) 一般社団法人青葉区医師会の添乗・付添料が、看護師と介護職員の料
	金が違う理由は何か。
	(事務局)法人が支払っている時給をベースにし判断している。
	(白石委員) どういう事か。これは、障害者本人が支払うものか。 (東 双 日) 利田 は しが、 まれる 会際になる。
	(事務局)利用した人が、支払う金額になる。 (白石香島) 看護師と企護贈員の料金が違うのはなかしいのではないか。
	(白石委員)看護師と介護職員の料金が違うのはおかしいのではないか。 (事務局)法人がこの金額(時給)を設定し申請した。
	(争 75 周 / 広人がこの並領 (時間) を設定し申請した。 (白石委員) では、そのまま認可するということか。
	(事務局)委員から意見等なければ、この金額で事業開始となる。

(白石委員) 分かった。

- (熊坂委員) 今の件に関連した質問だが、この添乗・付添料の看護師の設定料金は 平均的な金額なのか。看護師費用も法人によって差があると思う。法人 によっては高いところもある。利用者からすると、看護師に添乗して欲 しいという時は、本当に困っている状態である。そのため、費用負担を 抑えて欲しいという思いと、補助を出して欲しいという声が多い。例え ば、兄弟で重度の障害あり、通院しなければならい場合、一度に予約が 取れれば良いが、なかなか一度に予約を取ることができない。結果、月 に何度も通院しなければならなくなる。家族にとっては大きな負担であ る。看護師の付添利用料金は、平均でこのくらいの金額で考えなさいと いう行政指導が必要ではないか。法人実態によって、利用料金がピンか らキリまであったら、利用者が使いづらい。
- (西尾会長) 意見があったと承る。団体から申請があった内容についての検討という場である。制度的な支援をどうしていくのかといった提言があった。
- (山野上委員)会長の言う通り、制度の問題と個々の運送については、別に考えた方が良い。看護師が添乗する場合は、医療的ケアが受けられるということで良いか。
- (事務局) その通り。詳細は団体にヒアリングする必要があるが、今回は、青葉区の特別支援学校の児童への通学支援ということなので、吸引等の必要な児童もいると思う。そのため、看護師を添乗させることを想定し、この内容で申請されている。
- (山野上委員) その介助料も福祉タクシー利用券の使用は可能か。
- (事務局)福祉タクシー利用券も使用できる。但し、介護保険で利用されている 部分は除く。
- (西尾会長) 今の議論があった一般社団法人青葉区医師会は、特別支援学校に通学する障害児、おそらく医療的ケアが必要な児童の通学支援で福祉有償運送を始めたいということで、添乗・付添料で看護師が必要な場合の料金設定をされた。運送の対価以外の対価については、実費の範囲という基準にはなっている。実際にかかる費用が、この団体の利用料金として示されていると思う。
- (白石委員) 障害の違いによって、負担金額が違うのはおかしいと思う。
- (西尾会長) 意見があったと承る。その他、いかがか。この新規申請団体、3団体 については、合意したということでよろしいか。

(委 員) 異議なし。

(2) 道路運送法第79条登録団体の変更登録申請に係る協議(2団体)

(西尾会長)変更登録申請に係る協議ということで2団体からの申請があった。意見等あるか。申請団体のふれあいドリームについては、内部障害(透析)の患者さんの利用を受け入れるために【ト:その他】の枠を、つむぎ会は【ロ:精神障害者】の枠を拡大登録するという内容であるが、合意したということでよろしいか。

(委員) 異議なし。

(3) 道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議(2団体)

- (白石委員) ふれあい都筑について、「車椅子対応、別途250円」について、これは どのような介助なのか。
- (事務局)介助の方法ということか。
- (白石委員) 介助の内容である。どのような場面で、どのような介助をするのか。
- (事務局) これまでは、車椅子の貸出費用(レンタル料) として、その他費用に 載せていたが、車椅子を利用されている方へ対応するために料金を設 定した。
- (西尾会長) 車椅子を利用されている方の介助をする際は、250円が介助料に加算されるということである。
- (服部委員) 車椅子もいろいろな種類がある。「この形の車椅子の場合は、シートベルトをここからしなければいけない」とか、多くの注意点がある。そのため、相当勉強しなければならない。250円を貰うから、完璧な介助が出来るというものではないと思う。
- (熊坂委員) この団体の移動サービスを利用している方が、自分たちの会員にいる。この車椅子利用料については、随分もめていると聞いている。電動車椅子は対応できない、動かし方が分からないと言いながら、車椅子利用料を徴収していたという事案があり、所長と話し合いを行い、徴収しなくなったということがあったらしい。服部委員の話にもあった通り、利用者でしか動かせない車椅子やだれでも動かせる車椅子とピンからキリまである。250円という費用で何をやるのか。非常に不鮮明である。実際に、この団体に問い合わせたことがあるが、「検討します。」という返事だけで回答は得られなかった。そのようなことから、この団体の料金変更申請については保留だと思う。
- (西尾会長) 車椅子対応の介助料を取っている団体は他にもあるか。
- (事務局)設定している団体はある。前回の運営協議会の中でも、車椅子の乗降 介助は1回1,000円という内容で協議が調っている団体もある。介助料 の中に、車椅子対応を設定することは、これまでもこの運営協議会で協 議を調わせていた。この団体から、今回の設定理由としては、車椅子利 用の方は、重度の方が多いので、ドライバーへの加算(人件費)という ことで介助料として運用したいという要望であった。
- (山野上委員) この運営協議会で諮っているのが、もともとは民生委員や地域の助け合いの活動で行っていたことに対し、毎回利用者に気を使わせてしまうのは申し訳ないから、1回いくらという利用料を決めて、利用者も支え合いの活動に参加するという形になった。だが、公道で料金を徴収して走ることは、道路運送法で禁止されている。介護保険制度が始まり、ヘルパーが動くようになり、給与を払わなければいけないということが重なり合って、白タクと言われたものを認めようということで、厚労省と国交省が話し合い、この福祉有償運送が生まれてきたのではないかと思う。この協議会で団体のことを「事業者」と言っているのを聞き、運送業になったのだと思った。昔から助け合いの活動として実施してきたところと、白石委員たちの発言も理解できる。重度心身障害者だと移動するために、多く負担をしなければならないのか

という気持ちも分かる。平成18年から福祉有償運送の制度は始まったが、見直しが必要な時期になったのではないかと思う。今、議論している介助料をどうするのかという話になると、市民活動が全部なくなってしまう。でも利用者からは、なんですべて自己負担なのか、本当はプロのサービスを安心して受けたいのに、受けられない状況や事情とは何か等、一緒に考えていけると良い。車椅子介助料がどうして高くなってしまうのかという点については、リフト操作や福祉車両の使用等といった面で費用が高くなってしまう。またセダン等の車両で運送する場合は、利用者を移乗させ、車椅子を畳んでトランク等へ乗せなければいけないため、時間がかかってしまう等の活動者側の理由があることも理解して欲しい。

(西尾会長) 運送の対価や運送の対価以外の対価について、今までも協議してきた。それぞれの団体の申請の背景には、担い手の確保が難しく、事業を継続していくためには、実費として必要であるという理由が多かったと思う。この団体についても同じように思う。山野上委員の発言にもあったような対応やそのための研修や訓練も必要になってくることで、対価以外の対価で設定がされていると思う。協議が調わないということは、旧料金のまま実施するということか。

(事務局)一旦、団体に相談する。

(西尾会長) あるいは、この介助料の部分だけを保留にするという案もある。いかがか。この協議を調わせるのは難しいか。

(白石委員) 反対である。

- (熊坂委員) 提案がある。毎回、検案事項は宿題として残ると思う。事業者は一生 懸命、障害者のためにやっている。それは継続して欲しいが、検案事項 は運営協議会としてまとめて、次年度どうしていこうか、事務局として 整理して欲しい。検案事項として残すという形をとっていけば、どんど ん宿題として残っていく。所属する団体としては、移動は一番大きな問 題である。車椅子が使えない場合は、どこにも行くことができない。事 業者もタクシー会社も逃げていく。最近は乗車拒否をするタクシー会社 も減ってはいる。世の中の理解を得たいが、それに対する対価は、理解 できる範囲内でお願いしたい。この件は、宿題として、事務局でどう進 めるか検討し、次回に提案していただくのはいかがか。それに併せて、 今までの検案事項も整理して欲しい。それをこの運営協議会の成果とし て残していければ良いと思う。
- (内田委員)継続協議になった事項は、次の運営協議会で項目ごとに確認を行っている。協議事項が残っているということはないと思う。いろいろなご意見を頂いている。この場に支援の所管課の担当者も来ている。この協議会にも関係しているが、別の場で話し合い、決定していくことになる。
- (西尾会長) 団体から申請された対価についてどう考えるかという場になる。その 判断を運営協議会で行う必要があると思う。現状は車椅子使用料が250 円であるが、今後は車椅子対応料として介助料に含む形にしたいという 申請である。協議を調わすことが難しいとなると、車椅子を利用してい る方の利用が難しくなるケースが出てこないか危惧する。団体として必

要であると考え、申請された。理解いただけないか。

- (藤井委員) 迎車料金に関しても、5kmまで300円とあるが、タクシー運賃の迎車料が300円ということで、以前は、それ以上の金額はどうかという意見をしたことがある。今回、5km以上10kmまで550円と申請された。タクシーでも通常、5km以上の迎車はなかなかない。今回の場合、それだけ遠距離の方を迎えに行かなければならない事情を加味した場合、仕方ないのかと思う。介助料についても、山野上委員の発言にもあったが、利用者からするとなるべく利用しやすい料金で継続的に利用したいが、一方で担い手の確保という問題もある。利用者の理解を得た上で、必要な料金の上乗せは必要であると思う。タクシーについても、燃料高騰等の理由で値上げの動きが出ている。利用者の観点と担い手の確保の両方を考えて、必要な料金については上乗せも認めていく方向が必要なのではないか。
- (西尾会長) 迎車料についての課題もある。迎車料の変更理由について、病院への 送迎の中でも、遠方の病院への通院という事情が増えていていると説明 があった。
- (事務局) その通り。当初、想定していなかった遠方への通院が増えてきたため、 今回このような変更申請をした。
- (西尾委員) 専門の病院でないと対応ができない場合もある。そのような場合は、 近くに医療機関がないケースもあるため、遠距離の迎車も想定できる。
- (白石委員) 車椅子の種類にもいろいろあると服部委員が言ったが、障害特性によって対応が違うというのが差別になると懸念している。
- (西尾委員) 今までの意見を踏まえ、資料4-1NPO法人ぷろむな一どについては議論がないため、協議が調ったと思う。資料4-2ふれあい都筑については、特に車椅子対応の部分について議論を行った。介助料の車椅子対応の部分については、今回は保留し、運送の対価・迎車料・その他料金の変更について協議を調えるという整理はいかがか。
- (事務局)横浜市福祉有償移動サービス運営協議会要綱の第6条の3に、このように意見がでた場合の対応が掲載されているとおり、過半数で決するのであれば、この内容で進める。決しない場合であれば、どのような修正を行えば良いか意見を頂きたい。
- (西尾委員) それでは、資料4-2については、多くの議論を行った。この申請内容で合意するということで、過半数の採決という方法がある。車椅子対応料を除いた形で協議を調えるといった条件をつけるのが良いのではないかと思うが、どのような条件をつければよいか。
- (熊坂委員) 申請をした団体としては、この部分だけ除かれたら困ると思う。今回 は、意見として記録に残していただきたい。事務局には、検案事項は機 会を改めても良いし、関係委員だけでもよいので、来年度以降、どうの ように反映していくかの検討の場を作っていただきたい。この場だけで 終わりにしてしまうのではなく、今後そのようなことを行うという条件 を付けたい。
- (西尾会長) 熊坂委員としては、車椅子の介助料について、制度的に、また全体と して議論していく必要があるということであった。

- (山野上委員) 多数決で決められる内容ではないと思う。福祉有償運送の協議の論点としては、決められるところは限られている。介助の部分は別の話であると思う。福祉有償運送は、運送業と市民活動の間にあると思う。市民活動を安心安全に行う、利用者も安心して使えるために、道路運送法で守られてきた。その主旨からすると、白石委員や服部委員の意見も重く受け止める必要がある。社会保障として移動の権利を守る、差別しないという声は一緒に挙げていきたいが、ここで議論している市民活動の送迎について一緒に後押しをし、さらに安心安全に出来るようにどうしたら良いか、一緒に考えて貰いたい。
- (内田委員) 運営要綱にある通り、福祉有償運送が適正に行われているかどうかに ついては、事務局では団体への立ち入り等も行っている。旅客から収受 する対価について、今議論されている。もともと助け合いの気持ちから 始まっている事業であるため、一定の金額以下でなければいけない等の 条件をつけるのは難しいのではないか。協議会として、専門事業者とし てタクシー会社、利用者からの意見、代表の方からの意見の中で協議を し、条件つきで再考という場合は、団体へ戻すというのはあると思う。 それ以上のどうあるべきかという内容については、ここの場で判断する ものではなく、市全体として、支援する所管課で検討されることにな る。この運営協議会は、団体からの申請内容について、どうなのか協議 する場であり、役割である。
- (西尾会長) 移動の費用として、設定をどうしていくかについての議論を、この協議会で行うのは違うかもしれない。市として、意見を聞いていただき、検討していただきたい。委員からは、移動の権利が保障される制度の在り方が必要だという意見があった。市民団体を含めた福祉有償運送という活動という面もあり、この団体の背景は切り離して議論出来ればと思う。このふれあい都筑の申請について、いかがか。
- (服部委員) 車椅子に乗っているだけで、250円加算されるというのが理解できない。杖をついて歩行されている方も同じである。車椅子に乗っているという理由だけで、費用が高くなる理由が分からない。事業者が加算したい理由も理解は出来る。障害者というくくりで考えると、同じ仲間だと思いたい。そうでないと差別に繋がってしまう。
- (西尾会長) 白石委員もこの団体の車椅子対応の加算については賛成できないか。
- (白石委員)難しい。私たち障害者は、国連憲章の中で私たちの問題は、私たちの 権利は、私たち抜きで決定しないという事に基づいてここにいる。だか ら多数決で決める問題ではない。
- (山野上委員) この団体の運送の対価は、1km100円なので値上げの余地があると思う。それであれば、障害者を差別するのではなく、お互い様の気持ちで、利用者全体で負担をし、運送の対価を見直すのはいかがか。団体として、少しでも利用者の負担を軽くしたいという思いがあるが、全体で負担する形をとるのはいかがか。この運営協議会で出た、当事者の代表や家族からの意見を反映出来たらいいと思う。
- (事務局)山野上委員からも提案があった。今回は、運送の対価を含めて、介助 料も団体に戻すというのは、いかがか。

- (西尾会長)協議が調わないという状況であるため、資料4-2については、論点 も含め団体に伝えて、改めて申請していただくということでよろしい か。このふれあい都筑については、協議が調わなかったということでよ ろしいか。
- (事務局)迎車料についてはいかがか。
- (西尾会長)事態として必要性があると理解はしている。意見が出たことは伝えて欲しい。重要な意見が多くでた。この運賃変更に係る協議については、1団体目のぷろむな一どについては協議が調ったが、2団体目のふれあい都筑については協議が調わなかったため、再考していただくということでよろしいか。

(委員) 異議なし。

(4) 道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議(6団体)

- (神奈川運輸支局) 確認しておきたい点がある。旅客の範囲について、資料7-2総ぐるみ 福祉の会の区分(ロ:精神障害者) および資料7-6 GOOD JOBの区分 (ホ:要支援認定者) について、内訳には0人となっているが、旅客の 範囲では〇が付いているのはなぜか。
- (事務局)いずれの団体も旅客の範囲については協議済みである。過去にその区分の利用者がいたが、現在はその区分に該当する利用者がいない。今後も受け入れる予定があるため、旅客の範囲として残している。

(西尾会長) その他はいかがか。

- (門谷委員) 資料 7-3 ぷろむな一どについて、登録車両が15両で運転者が6名、持 込車両が13両という内容は少し変わっているのではないか。運転者が持 ち込むケースが多いと思うが、これはどういうことか。
- (事務局)運転者が持ち込んでいる意味の持込車ではなく、ぷろむな一どの母体となっている法人(社会福祉法人キャマラード)から提供されている車両が13両ある。
- (西尾会長) NPO法人以外の法人が実施している障害福祉サービスの送迎等を行っているのか。
- (事務局) その通り。他の団体でも、母体になる法人が株式会社等であった場合、福祉有償運送の申請ができないため、NPO法人を設立して行っているケースもある。
- (西尾会長) その他、いかがか。この6団体の更新申請は協議が調ったということでよろしいか。

(委 員) 異議なし。

6 報告事項

(1) 道路運送法第79条登録団体の変更報告について

(西尾会長) 22件の軽微な変更届の報告があった。新旧の記載があるので、後程確認して欲しい。質問等あるか。

(委 員) 特になし。

(2) 福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について

(西尾会長) 安全確保の確認のため訪問した13団体の結果について報告があった。

質問等あるか。確認後、指摘事項等については通知しているのか。また 改善策等を提出させているのか。

- (事務局)基本的には、その場での指摘で終わっているものが多い。そのため、 その場で説明をし、改善していただいている。内容的に確認が必要なも のは、別途提出を求めている。また再度訪問する形を取っている。
- (白石委員) 他に安全面で気が付いたことがある。ワゴン型の送迎車を利用する際に、車両に固定するためのシートベルトをされる場合がある。そのシートベルトを装着すると圧迫され、急ブレーキをかけられると大変なことになる。運転者に説明をするが、納得してくれない運転者もいる。この点について、道路運送法上どうなのか尋ねたい。
- (神奈川運輸支局) シートベルトの規定に関しては、道路交通法の所管になるため、直接 の所管は警察になる。おそらく物理的に困難な場合や、シートベルトの 装着で危険が生じる場合は、必ずしもシートベルト着用の義務が含まれ なかったと思うが、詳細は警察の方に確認をして貰いたい。
- (西尾会長)シートベルト着用の義務については警察に確認して欲しい。ここでは、道路運送法の規則に基づいた安全確認の取組についての報告があった。

(3) 事故報告について(1団体)

(西尾会長) 事故があったが、幸に乗車中の利用者には怪我がなかったという報告であった。

(4) 横浜市福祉有償移動サービス輸送実績について

- (西尾会長)輸送実績の経年の変化についての報告があった。髙野委員から質問が あるようなのでお願いしたい。
- (髙野委員) 令和2年と3年は利用及び事業者も減少している。これは、コロナ禍 のため、減少しているということか。
- (事務局)団体へヒアリング等を行った際に、そのように聞いている。コロナにより、利用控えや、事業を整理していく中で、福祉有償運送の廃止をされた団体もあった。
- (高野委員) この福祉有償移動サービスについて、この場は許認可をする場として 理解をしている。事業経営についてのリスクは、各々の事業者が負うこ とになると思うが、横浜市としては告知や広報は協力できると思う。ど のよう形で協力しているのか。
- (事務局)横浜市として、団体の運営を支援するため、定期的に訪問をし、書類 や法律に反していないかの確認を行っている。
- (髙野委員) 今年度からで構わないので、市全体の報告に加え、区ごとの統計も出して貰えるか。区ごとで利用の実態を把握した方が良くないか。これにより区ごとの粗利率を把握したいという考えによる。
- (事務局)改めて高野委員には話を聞くが、区ごとというのは、団体の所在地でよろしいか。利用者の居住や送迎先となると難しいと思う。高野委員に再度確認し、回答する。
- (髙野委員) 事業所所在地で構わない。

- (西尾会長) 再度、髙野委員と調整し、可能かどうか検討して欲しい。市で把握しているデータの制約もあると思う。提案があったと受け止めたい。
- (白石委員) 令和3年度の運送回数の利用目的の割合について、どこかに記載して あるか。
- (西尾会長) 利用目的別のデータがあるかということか。
- (白石委員) その通り。
- (事務局)直接これに基づく、紐づいたデータはないが、団体訪問等で利用目的 を聞くと、通院が7割と回答するところが多い。障害児のサービスを実 施している団体では、通学・通所での利用が多くなる。
- (白石委員) 分かった。
- (門谷委員) 車椅子介助料にも影響するかもしれないが、利用対価、送迎料、介助料、車椅子介助料の有無を集計してはどうか。集計することによって、料金の設定にも役に立つと思う。
- (事務局) どういう形で示すのか教えて欲しい。平均値ということか。
- (門谷委員) 総額である。
- (西尾会長) 事業規模が分かるようなデータが出れば良いということである。
- (事務局)検討するが、出し方によっては議論が偏ってしまわないか。検討はする。どのような形で示すことができるか、議論に役に立つか検討はする。
- (西尾会長) 提案があった。また大事な研究データに繋がってくると思う。
- (5) 令和4年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事概要
- (6) その他
 - 道路運送法施行規則改正(令和4年10月1日施行)概要
 - 自家用有償旅客運送における旅客から収受する対価の取り扱いについて
 - 横浜市福祉有償移動サービスガイドブックの改訂
- (西尾会長) 道路運送法施行規則の改正に伴う変更事項について説明があった。
- (事務局)ガイドブックについても、施行規則の改正を反映した。団体訪問の際は、団体に提供し、またメール等で団体へ周知もしていく。
- (西尾会長) 事業者の立場、相談支援の立場、当事者の立場からの意見があり、活発な議論ができた。重要な議論であったと思う。この事業がさらに育っていくように、また議論が深められれば有難い。また横浜市も、難しい課題も多いと思うが、その内容を受け止めて欲しい。移動というのが、日常生活で重要なサービスであるということを改めて考えさせられた。

(終了)